

優等品、一等品、合格品の3つの等級に区分している。

巻きタバコの税収において、消費税政策の実行以来、国は巻きタバコ製品の消費税政策に対して計4回の調整を行っており、2009年に行われた調整は過去の調整と比べて、主に次の新しい変化があった。巻きタバコ分類標準の調整、巻きタバコの課税率の上方調整、巻きタバコ納税範囲の拡大。

巻きタバコの輸出入方面において、中国現行のタバコ専売制度で規定されている巻きタバコの輸出入業務を営む場合は、必ず国家煙草専売局の特別許可が必要である。経営の範囲は国が規定する数量と種類にのみ限定されており、また国が定める輸出入量と輸出入標準に基づいて行わなければならない。厳格な輸出入政策(関税および輸入量の調整)により、国外巻きタバコ企業の国内市場への参入を効果的に抑止し、国内巻きタバコ企業の競争圧力を減少させ、同時に国内巻きタバコ企業の国外市場への参入にも一定の制限作用がある。

3. 未成年者喫煙の法規定による制限状況

未成年者の定義：中国では満 18 歳未満の公民を未成年者と定義している。

現在、中国の未成年者による喫煙状況は非常に厳しいものである。「2008 年中国喫煙規制報告」の研究によると、中国には現在 13～18 歳の青少年が 1.3 億人おり、少なくみても中国青少年の喫煙者は 1,500 万人程度、喫煙をしたことがある青少年人口は 4,000 万以上、受動喫煙の被害者は 5,000 万人以上に達している。

未成年者は成長発育の時期であり、身心ともに未成熟であるため、喫煙がもたらす有害な影響は広く深い。中国既存の法律・法規定は未成年者の喫煙を制限することについて、原則的な規定を設けているのに過ぎず、明確かつ具体的な規制措置はない。

(1) 中国未成年者の喫煙状況

中国予防医学科学院が 1984 年、1996 年、2002 年に全国規模で調査した「喫煙流行病学調査」によると、男性の平均喫煙開始年齢は 1984 年の 22 歳から 2002 年の 18 歳へ、女性は 25 歳から 20 歳へと若年化が進み、その内、2002 年青少年の喫煙率は 9.8%であった。

一方、「2008 年中国喫煙規制報告」の調査によると、中国の青少年で「喫煙を試したことがある」比率は 32.4%で、うち男性が 44.1%、女性が 19.9%であり、男女ともに年齢が増えれば増えるほどその比率が高くなるという現象を示した。青少年の喫煙率は 11.5%で、男性が 18.4%、女性が 3.6%であった。

上記のデータから、中国未成年者の喫煙率は年々上昇傾向にあり、同時に能動喫煙年齢は低年齢化傾向にあるとわかる。

その原因を分析してみると、タバコ企業のタバコ広告が青少年へ間接的に影響を与えていることが、未成年者の喫煙率上昇の重要要素の 1 つである。また、テレビや映画などで放映される喫煙シーン、タバコが簡単に入手することができること、学校や家庭中での喫煙環境ということも青少年の喫煙に影響を与えるもう 1 つの重要要素である。その他、大部分の青少年はタバコを購入する時に拒絶された経験が、ほぼなく、タバコ小売店のこのような行為も無視できない要素である。

未成年者の能動喫煙が身体の発育に与える影響について、中国には 5,000 万人以上の未成年者が受動喫煙環境による健康への有害な影響を受けている。喫煙者層の低年齢化傾向の

進展により、受動喫煙の人数は今後も増加していくことになる。

「2008年中国喫煙規制報告」の調査によると、未成年者の受動喫煙の場所は、家庭内が43.9%、公共の場所が55.8%である。

(2) 未成年者の喫煙を規制する関連法規定

未成年者の喫煙状況に対して、未成年者の喫煙を規制する国の態度は明確である。中国政府が「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」に署名してから、未成年者の喫煙を規制する各種関連規定を制定するまで努力している。

中国は1979年よりタバコ規制を開始して以来、既に相次いでタバコ規制関連の法規定、条例、通知を公布している。その内、未成年者の喫煙を規制する法律、法規定には、「中華人民共和国未成年者保護条例」、「中華人民共和国予防未成年者犯罪法」、「中華人民共和国煙草専売法」等がある。

現在、現行の関連法規定には以下の規定がある。

- ① 未成年者へタバコ・酒を販売することを禁止する。
- ② タバコ販売業者は目に付きやすい位置に未成年者へ販売しないという標識を設置すること。成人かどうかの判断が付きづらい場合は、身分証の提示を要求しなければならない。
- ③ 各類型場所、映画館、運動競技場、体育館等の公共の場所にタバコ広告を設置することを禁止する。

中国既存の法律・法規定において未成年者の喫煙を制限することについては大まかな規定しかなく、明確かつ具体的な規制措置はない。その内、未成年者の喫煙の予防と制御に及ぶ関連国家法規定については以下の4つがある。

法規定名称	制定部門	施行時間	関連規定
煙草専売法	国家煙草専売局	1991年	第二十七条規定：“如何なる人も小中学校、幼稚園、託児所の教室、寢室、活動室、及びその他未成年者が集中活動する室内で喫煙をしてはならない。” http://www.tobacco.gov.cn/html/27/2701/270101/765012_n.html

未成年者保護法	国务院	2006年	第二十七条規定：“如何なる人も小中学校、幼稚園、託児所の教室、寝室、活動室、及びその他未成年者が集中活動する室内で喫煙をしてはならない。” http://www.gov.cn/fifg/2006-12/29/content_554397.htm
予防未成年者犯罪法		1999年	第十五条規定：“未成年者の父母或いはその他保護者と学校は未成年者が喫煙、飲酒をしないよう教育しなければならず、如何なる経営場所も未成年者へタバコと酒を販売してはならない。” http://news.xinhuanet.com/legal/2003-01/21/content_699658.htm
広告法		1994年	第八条規定：“広告は未成年者と身体障害者の身体と精神的健康を損なわせてはならない。” http://www.gdgs.gov.cn/cyfg/GGf.htm 第十八条規定：“ラジオ、映画、テレビ、新聞を利用してタバコ広告を行うことを禁止し、禁止各種待合室、映画館や劇場、会議室、運動場や競技施設等の公共の場所でタバコ広告を設置することを禁ずる。タバコ広告中には必ず喫煙は健康を害することを明記しなければならない。” http://www.gdgs.gov.cn/cyfg/GGf.htm

出所：「煙草在線サイト」の政策資料による

その外、タバコ専売局が 2001 年に公布した「国家煙草専売局のタバコ児童販売設備に関連する問題についての通知」では、各級タバコ会社は設置タバコ自動販売設備を設置することを禁止しており、各級タバコ専売管理部門へ巻きタバコ小売店に対する監督管理の強化を要求し、適切な措置を採用して未成年者特に小中学生が巻きタバコ、葉巻を購入させないようにしている。

2003 年に公布した「国家煙草専売局専売司の巻きタバコ小売市場の合理化を適切に進めることについての通知」において、小中学校周辺 100 メートル範囲内では巻きタバコの小売許可証を受理してはならないと定めている。国家煙草専売局は巻きタバコ小売店へカウンターの目立つ位置に“小中学生の喫煙は禁止されており、未成年者へはタバコの販売ができない”という警告標識を配置するよう要求しており、また未成年者へ巻きタバコを販売しないということを自覚させている。

これらの法規定及び規定は管理に重点が置かれており、具体的な実施措置と監督について不足しているため、実際の管理過程において現行の政策法規定は効果的に執行がなされていない。具体的には以下の通りである。

- ① 未成年者へタバコ製品を販売もしくは提供した企業に対して、明確な処罰を執行する部門、及び具体的な規定が無い。実際に管理する際に、法律を執行する範囲とその根拠が不明確であり、最終的には明確な処理方法を出せない場合が多い。
- ② 明確な処罰方式と内容がないことから、行政部門は違法事件に対する処罰標準がないため、未成年者へタバコを販売した業者に対して厳格な処罰を与えることができていない。

「ノン・スモーキング」というニーズがますます高くなってきている環境下において、地方政府部門は国家現行の法律・法規定が未成年者の喫煙を完全に規制することができないという弊害を補うため、以下の法規定を制定している。

法規定名称	制定部門	施行時間	関連規定
上海市未成年者保護条例	上海市	2005年	如何なる経営場所においても未成年者へタバコと酒を販売してはならない。如何なる者も未成年者にタバコと酒を購入させてはならない。タバコと酒を経営する場所には目立つ位置に未成年者へタバコと酒を販売しないという標識を掲示すること。如何なる者も学校の教室、寝室、活動室、及びその他未成年者が集中して活動を行う室内で喫煙、飲酒をしてはならない。 http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=99442
上海市公共の場所喫煙規制条例(草案)		2009年	小中学校、妊産婦・児童保健院等の未成年者と妊産婦が集まる場所において、実行室内外ともに全面的な禁煙管理を実行する。 http://sh.eastday.com/qtmt/20090821/u1a618319.html
広州市喫煙規制条例(草案)	広州市	2009年	市民が病院、幼稚園、小中学校、交通機関等の禁煙区域に指定されている公共の場所で喫煙をした場合は、50元の罰金を課す。未成年者と妊産婦にタバコを販売した場合は、1000元の罰金を課す。 http://m.dayoo.com/200907/15/61862_9957499.htm
杭州市公共の場所喫煙規制条例(草案)	杭州市	2009年	喫煙をする未成年者に対して、所属する学校もしくは衛生行政管理部門より同未成年者の保護者へ通報する。同時に、未成年者へ巻きタバコ、葉巻、きざみタバコを販売してはならない。成人かどうかの判別が難しい場合は、経営者は身分証の提示を要求しなければならない。 http://www.hangzhoufz.gov.cn/fzb/salcs/sal_lftztm.asp?id=115

出所:煙草在線サイト(タバコオンラインサイト)の政策資料による

(3) 未成年者の喫煙規制の展開状況

政策法規定から見ると、中国の未成年者の喫煙規制方面における実行状況は決して満足いくものではないが、政府部門及び社会一般は既に未成年者の喫煙規制業務の重要性を意識しており、また積極的にその規制業務を進めてきている。

政府方面から見ると、中国はWHO「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」に署名したことで同条約の関連規定を真剣に履行することを表明している。未成年者へ巻きタバコ製品を販売するという問題に対して、「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」では以下の通り規定している。

- ① 第 16 条第 1 項の規定：締約国は、国内法によって定める年齢または 18 歳未満の者に対するタバコ製品の販売を禁止する。
- ② 第 6 項の規定：締約国は、効果的な立法上、執行上、行政上、または他の措置（販売業者及び流通業者に対する制裁を含む）を採択し、実施する。
- ③ 第 7 項の規定：締約国は、適当な場合には、国内法によって定める年齢または 18 歳未満の者によるタバコ製品の販売を禁止する効果的な立法上、執行上、行政上、または他の措置を採択し、実施すべきである。

一般民衆の方面より見ると、地方政府が未成年者の喫煙規制に対する関連法規定を制定する以外に、禁煙をテーマとした活動を積極的に展開している。その外、各地の教育行政部門は小中学校、託児機構において積極的に“ノン・スモーキングキャンパス”活動を展開し、規則や制度へ禁煙内容を盛り込むようにしている。



出所：衛生部所轄の新探健康発展研究センターが 2009 年 8 月発表した「中国控煙観察・民間視角」より

4. 勤務場所における受動喫煙の法規定規制

勤務場所の定義：就業・仕事期間に使ういかなる場所（「控煙公約」第 20 条による）

中国においては現在まで、オフィスなど勤務場所の喫煙禁止の明確規定がなく、受動喫煙を規制する法規定もない。

(1) 勤務場所での受動喫煙の現状

2009 年 3 月、中国疾病控制中心の国内受動喫煙に対する研究によると、中国（2008 年時点）において家庭が受動喫煙の主要地点であり、家庭内での受動喫煙者は 48.1%を占め、その次に公共の場所における受動喫煙者が 28.9%、勤務場所での受動喫煙者は 23.0%を占めていた（中国疾病控制中心楊功煥教授への電話調査）。

勤務場所での受動喫煙原因には、国内には効果的な勤務場所における喫煙を禁止する政策・法規定がなく、喫煙は個人の権利だと認識され、周りが我慢し、容認している傾向がある。

中国が「控煙公約」を推進しているのにつれて、中国政府は公共場所に対する禁煙制限をし始めている。

- ①タクシー・公共バス・飛行機等交通機関において禁煙とする。
- ②禁煙する公共場所に対して顕著な禁煙掲示を要求する。

2007 年末まで、中国国内で「公共場所における禁煙規定」を頒布した都市数は 154 に達しており、中国の大・中型都市総数の 54.7%に当たる。

(2)勤務場所における受動喫煙の関連法規定

中国では地方行政レベルで現在公共の場所における喫煙を禁止する規定があっても、100%禁止になっておらず、受動喫煙に対する強制対策もない。

主要地方政府の公共場所関連禁煙規定は以下の通り

法規定名称	制定部門	施行時間	関連内容
上海市公共場所喫煙抑制条例(草案)	上海市政府	2009年	禁煙エリアを全ての室内勤務場所(会議室、オフィス、廊下、階段、トイレ、エレベータなどを含む)へ適用し、なお、飲食業、政府部門、に喫煙エリアを設ける http://sh.eastday.com/qtmt/20090821/u1a618319.html
北京市公共場所喫煙禁止規定(草案)	北京市政府	2010年	ホテル等宿泊施設、オフィスビルなど喫煙区・喫煙室を取り消し、家庭以外の全ての公共場所を禁煙とすることを明確にした。オフィスやトイレ、階段などを全て公共場所範囲と規定した。 http://www.5ijk.net/show.aspx?id=9037&cid=115
杭州市公共場所喫煙抑制条例(草案)	杭州市政府	2009年	政府部門や社会団体、企業のオフィス、ホール営業室会議室などに対して全て禁煙と規定。 http://www.hangzhou.gov.cn/main/all/43zfcwhyzb/xgcl/T282598.shtml

出所: 烟草在線サイトより

上記の様な規定の制定と施行は時間的に遅れており、また確実に実行されるのは少なく、認知度も低く、完全遵守まで至っていない。

エリア的には、勤務場所における禁煙の実施は主に大都市に限られており、中小都市においては法規定がまだ整備されていない。

既存勤務場所関連規定は受動喫煙について明確な規定がない。

5. 巻きタバコ製品の包装警告ラベルの関連規定

タバコの包装上に印刷する警告ラベルはタバコを規制する上で有効的な手段の1つだと考えられている。「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」が中国で実施されていくにつれ、国は巻きタバコ製品の包装警告ラベルの管理面について一部の改善を行い、また関連の法規定を制定した。中国の新しい巻きタバコ製品の警告ラベルは形式的には「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」で定められているタバコの包装において最低限度の面積に達しているが、このような形式に留まった規定では効果が弱く、喫煙減少に有効とはいえない。

(1) タバコ製品の包装へ印刷する警告ラベルに関する法規制限状況

2006年1月、「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」が中国で正式に効力が発生した。同条約の規定によると、その効力が発生してから3年後には、全ての巻きタバコ製品の包装の30%以上の面積に警告ラベルを印刷しなければならず、また健康に対する警告文を一定期間ごとに変更しなければならない。5年後には、全てのタバコ広告を廃止。

条約を履行するために、国家煙草専売局と国家品質監督検査検疫総局は2008年4月に共同で「中華人民共和国国内巻きタバコ包装ラベルの規定」を公布し、2009年1月より実施された。

同規定はWHO「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」の関連規定と要求に基づいて、「中華人民共和国商品品質法」と「中華人民共和国煙草専売法」を根拠として制定された。中国国内で生産される全ての非輸出巻きタバコと国外輸入巻きタバコのカートンボックスと単体のボックスの包装とラベルに適用される。

同規定は各種のタバコパッケージの包装の警告ラベルに対して、以下の具体的な要求を示した。

① 2組を組合せて使用する警告文の内容

i. 中国語: **吸煙有害健康, 戒煙可減少對健康的危害。**

(喫煙は健康を損ないます。禁煙は健康への危害を減少できます。)

ii. 中国語: **吸煙有害健康, 儘早戒煙有益健康。**

(喫煙は健康に悪影響を及ぼします。極力早期に禁煙をすることが健康に有益です。)

- ② 健康警告文は巻きタバコのカートンボックスと単体ボックスの包装正面と裏面にあること
(正面は中国語の警告文を使用し、裏面は英語の警告文を記載する)。
- ③ 警告文面積はパッケージ全面積の 30%を下回ってはならない。

(2) 関連法規定と「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」との差

「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」の第 11 条における健康警告文表示の内容、規格、形式に対して明確な規定があり、主に次の 5 点がある。

- ① 健康警告文の内容に“タバコの使用による有害結果について説明”すること。
- ② 警告文は“大きなもの、明瞭なもの並びに視認及び判読の可能なもの”とする。
- ③ 警告文の規格は“主たる表示面の 50%を占めるべきであり、30%は下限”。
- ④ 写真もしくは絵を含めることが可能。
- ⑤ 警告文は複数のものを入れ替えて表示し、入れ替える間隔は長すぎてはならない。

しかし、中国はタバコの包装上の健康警告文の「規定」と「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」11 条及びその準則の要求について、差異が存在している。健康警告文の位置、寸法、画像使用、色、組合せ使用、成分・発生物情報等を具体的にどのように表現するかについては、以下の通りである。

中国国内の巻きタバコ包装ラベルの規定と

「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」第 11 条の要求との比較

	条約と実施準則の要求	「規定」実施後の新包装及び「条約と実施準則の要求」との差異	
位置	正面、裏面	○	正面
	包装の上部	×	下部
面積	極力可視部分の 50%及びそれ以上を占めること	×	30%
警告文	大きく、明確で、目を引き付けやすく、はっきりしていること	×	字が小さすぎるため目に付きづらい、またははっきりしていない
画像使用	絵もしくは画像を使用すること	×	絵・画像を使用していない
色	文字の背景に対比色を使用すること	×	ベース色は従来ラベルのベース色を使用

組合せ	健康警告文の絵・画像部分は、複数の警告文と情報を組合せて使用すること	×	同義語の組合せ、組合せ間隔の規定はない
情報内容	タバコの危害を具体的に、明確に表示すること	×	情報内容が曖昧で、具体的でなく、具体的な疾病と害を記載していない
言語	主要言語(現地の主要言語)	×	警告の一面は英文、英文は中国の主要言語ではない
成分と排出物の情報	包装とラベル上において、タバコ成分と排出物の定量もしくは定性的な説明について、あるブランドは他のブランドよりも害が少ないという暗示表現を使用してはならない。	×	タール量、ニコチン量、一酸化炭素量等のタバコの煙成分と排出物の情報

出所：中国疾病予防控制中心控煙弁工室が2009年5月発表した「2009年中国控制吸煙報告」による

上記の通り、中国の巻きタバコ包装ラベルの規定は「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」の精神に基づいていない。

- ① 警告文は基本的に中国巻きタバコ包装の従来内容を踏襲し、内容が曖昧であり、喫煙者にタバコを使用することによる有害さを明確に伝えきれていない。
- ② 警告文は内容がほぼ同じ2組しかなく、喫煙者は気づきにくく、警告効果が弱い。
- ③ 警告文ラベルの寸法規定格は、最低限度の30%を選択している。
- ④ 警告文のベース色は包装ベース色と同じもしくは近い色の使用を認めており、警告文の字体とベース色は“一定の違いがあること”のみを要求しているため、目を引き付けにくく、またはっきりしていない。
- ⑤ 警告文の文字は2mm以上であれば要求に達している。この文字の大きさは現在タバコ包装の側面に印刷されている警告文の文字よりも小さい。
- ⑥ 警告効果が最も高い絵・画像を使用していない。

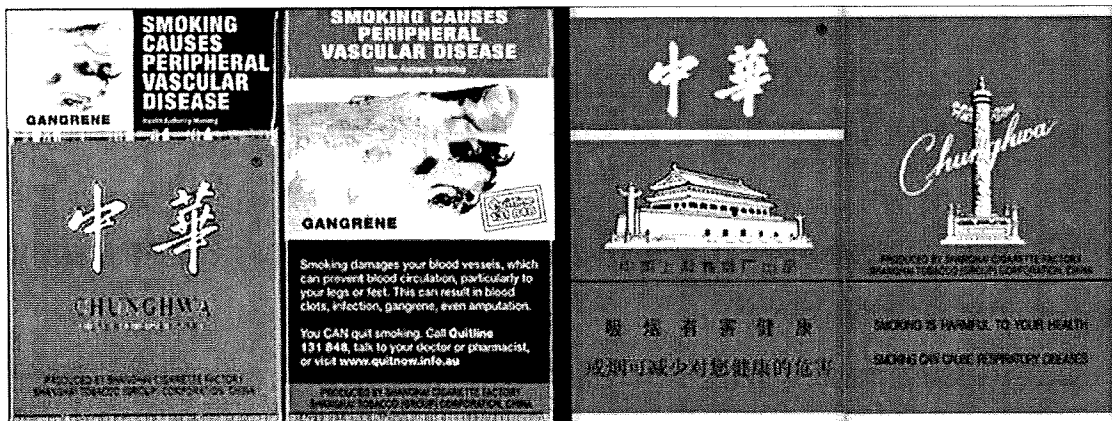
(3) タバコ製品の包装に印刷する警告ラベルの履行現状について

「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国として、中国は新規巻きタバコ包装ラベル規定に基づいて、2009年1月以降に生産された巻きタバコ製品に対して包装バージョンの改訂を開始した。包装を改訂しないタバコ製品については、販売行為を禁止した。

新規規定の施行後、巻きタバコ市場の販売状況は影響を受けなかった。新バージョンの巻きタ

パコ包装の健康警告文の効果を測るため、中国疾病予防及び規制センターのタバコ規制オフィスが北京、上海等の4都市1,200人に対する調査を実施した。結果として、新しい警告効果は従来の包装と比較して、明らかな向上はなかった。しかし、中国が輸出する巻きタバコと国内販売用の同ブランド巻きタバコとを比べてみると、明確な内容と警告画像が使用されていた。同じブランドの巻きタバコの警告ラベルにおける輸出用と国内販売用との区別は以下の通りである。

下図の左2枚は輸入用、右2枚は国内販売用



出所：衛生部所轄の新探健康発展研究センターが2009年8月発表した「中国控煙観察・民間視角」より

上画像より、輸出用の警告ラベルは、大きくてはっきりしているという要求を満たしていることが分かる。また、警告文も喫煙が及ぼす具体的な危険性を指摘している。新規定が実施された後、巻きタバコ包装の警告ラベルの効果から見てみると、中国は他国・地区より下回っている。

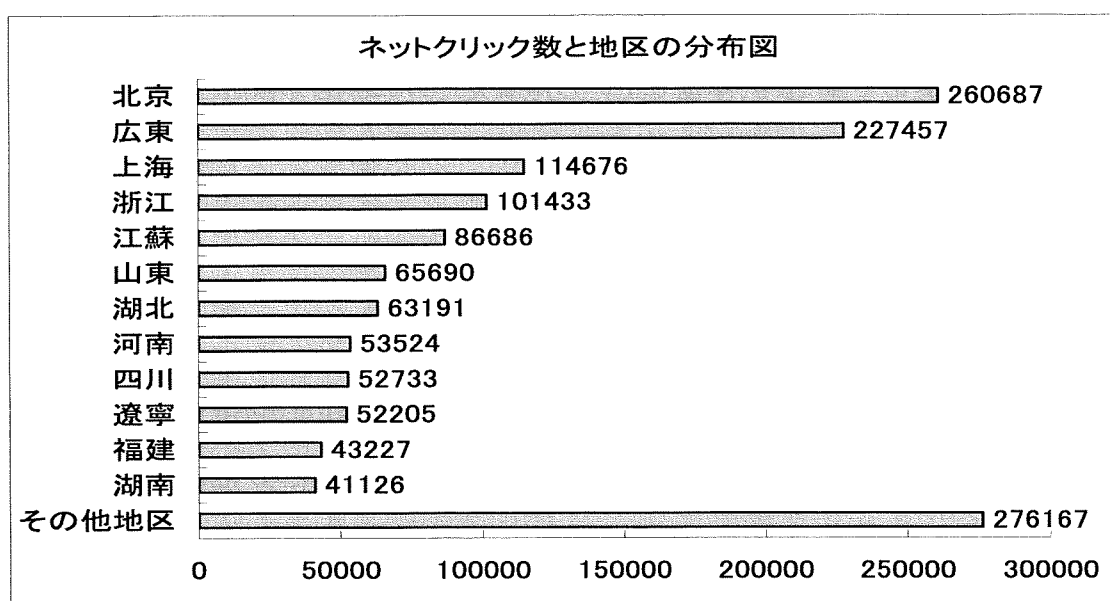
(4) 中国が推進する条約履行业務の努力

政府方面において、ますます多くの政協委員と全人大代表は中国のタバコ規制活動を注目してきている。複数の政協委員と全人大代表は、タバコ被害の規制は重要な公共衛生政策の1つであり、衛生部門が主導して次のように制定しなければならないと提議している。

- ① タバコ製品の健康警告文の制定はタバコ規制条約の精神に従わなければならない、健康警告文は大きく、明確であり、目を引き付けやすく、はっきりしていなければならない。
- ② また、健康リスクの性質と嚴重さを明確に伝えることができるように、文章と画像・絵を組み合わせた形式を採用しなければならない。
- ③ タバコ企業とタバコ企業の利益が関連する部門はこの活動に参加すべきではない。

社会において、多くの市民がインターネット投票にて画像・絵を使用した健康警告文を支持している。中国 3 大ポータルサイトのひとつである「搜狐 (Sohu)」は 2009 年 2 月に“タバコの包装に警告画像をつけよう”を開始し、ネットユーザーの意見徴収を始めた。これにより、全国 31 省 (自治区、直轄市) の一部の市民から支持を得た。中国の市民は中国の巻きタバコ包装は画像・絵がついた健康警告文を使用すべきであるとしている。

「搜狐 (Sohu)」の“タバコの包装に警告画像をつけよう”活動における市民の提案支持状況は、以下の通りである。



出所: 中国疾病预防控制中心控煙弁工室が 2009 年 5 月発表した「2009 年中国控制吸煙報告」による

http://www.cstcvs.com/news_show.asp?id=1843.html#_Toc229983344

6. 巻きタバコ製品の広告に関連する規定

巻きタバコ製品の広告はタバコ消費に対して非常に強い誘導作用がある。このため、タバコ規制活動を推進していくために、中国はタバコ広告の実行に対して厳しく監督管理している。

中国の既存タバコ広告法律法規定と「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」の基本精神は一致しており、基本的に「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」の要求を満たしている。しかし、中国の国家及び地方の関連規定では、タバコの屋外広告、海外からの広告等その他形式について規制がなく、間接広告についても明確な定義がなく、タバコ販売促進と協賛活動についても全面的に禁止されていない。

政策法規定の不備により、中国ではやり方を変えたタバコ広告が依然として大量に存在している。中国のタバコ規制活動へマイナス影響をもたらしている。

(1) 巻きタバコ製品の広告制限規定の制定状況

「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」は既に広告と広告の広義的定義を定めた。

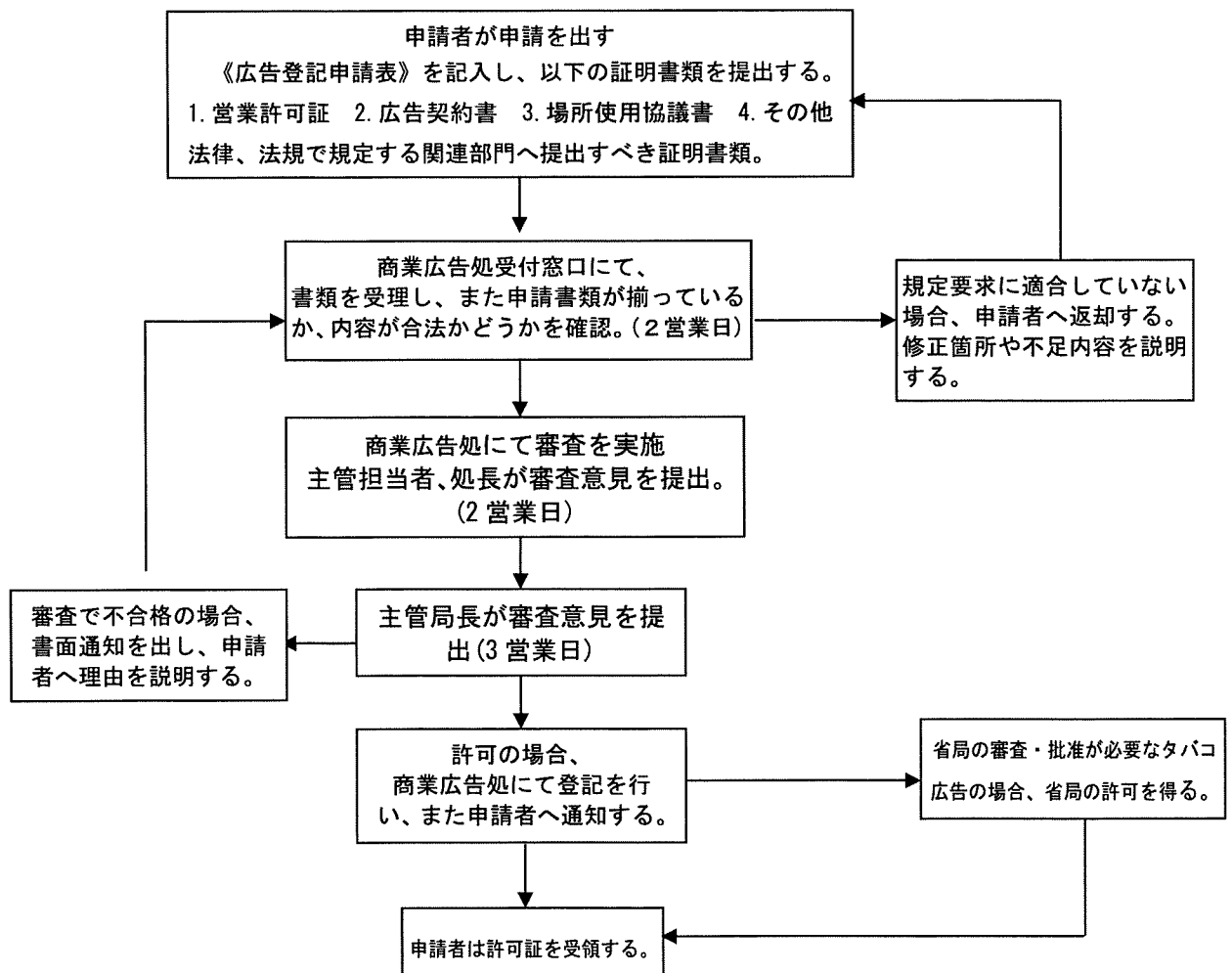
- ① タバコ広告と販売促進の定義とは、直接的もしくは間接的にタバコ商品を販売促進したり、あるいはタバコ使用の商業交流、提案、活動を促進させることである。
- ② 協賛の定義とは、直接的もしくは間接的にタバコ商品を販売促進したり、あるいはタバコの使用に係わる事項、活動、個人へ全ての形式により、贈答することである。

タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約の第 13 条では、全ての締約国は憲法あるいは、憲法に基づき全てのタバコ広告、販売促進、協賛の禁止を明確に要求し、3 点の提案をしている。

- ① タバコ商品の広告と販売促進の禁止。
- ② タバコ会社のタバコの協賛を理由とした“社会責任の事業”における募金の禁止。
- ③ タバコ会社の宣伝全ての“社会責任のある”商業活動の宣伝の禁止。

中国は締約国の一国として、タバコ広告に対して一貫して厳しい管理を実行し、また相次いで関連法規定を制定して規制を進めてきた。

- ① 1991年、国務院は「中華人民共和国煙草専売法」を制定した。うち、第19条の規定にて、ラジオ、テレビ、新聞雑誌においてタバコ製品の広告出稿を禁止した。
 - ② 1994年、国務院は「中華人民共和国広告法」を制定した。うち、第18条の規定にて、ラジオ、映画、テレビ、新聞雑誌を利用してタバコ広告を禁止した。各種待合室、映画館・劇場、会議室、体育館・競技場等の公共の場所におけるタバコ広告設置を禁止した。タバコ広告中には、必ず“喫煙は健康に有害”を明記しなければならないとした。
 - ③ 1995年、国家工商行政管理局は「中華人民共和国煙草専売法」と「中華人民共和国広告法」の関連規定を根拠として、タバコ広告を専門的に管理する具体的な法規定である「タバコ広告管理暫時施行方法」を制定した。同法では、タバコ企業の名称、ロゴ、タバコ名称、ラベル、包装等の内容を含めた広告を出すことを明確に禁止し、ラジオ、テレビ、映画の番組及び新聞、雑誌の文章等、手段を変えた広告出稿を禁止した。
- 同時に、タバコ広告の審査・許可に対するフローについても明確な規定を設けた。



出所: 国家煙草専売局「関連政策法規定」、国家工商行政管理局「煙草広告審査許可ガイドブック」による

中国現行の政策は直接的なタバコ広告のみを制限している。また、ラジオ、映画、テレビ、新聞、雑誌、5種類のメディアと画館・劇場、待合室、会議室、運動場、4種類の場所でのみ禁止している。隠れたタバコ広告(テレビや映画のシーンで出現するタバコ製品、文学作品中に出現するタバコブランド)と間接的な規定違反広告(タバコ企業による協賛活動のPR、公益広告)については明確な定義がなく、また具体的な管理措置がない。

(2) 巻きタバコ製品の広告規制規定の施行現状

中国における現行のタバコ広告を禁止した関連法規制度は完全に整備されていないため、タバコ広告の全面的な禁止にまで至っていない。国のタバコ広告に対する監督・管理は厳しくなっているため、タバコ企業の直接的な広告宣伝は既に無くなった。このため、間接的な方法(教育協賛や公益事業等を名乗る)にて広告宣伝を行っている。

一部のタバコ企業が協賛している小学校は、“煙草希望小学校”という名称が付けられ、また



“天才は勤勉から出て、煙草があなたを人材にする”というスローガンまで出た。タバコ企業は協賛活動を利用して、タバコ及び企業イメージを美化するという目的を達成している。しかし、同時に未成年者に対する喫煙を誘発させており、未成年者の成長に悪影響を及ぼしている。

タバコ企業が協賛する教育事業活動写真

出所:「法制晩報」(2009年12月)の資料による

その他、上海市は2008年に“上海煙草公司”という企業名称が入った“愛我中華(我が中華を愛する)”という広告を出した。このような一定の公益内容とタバコ企業情報がともに含まれる“タバコ企業イメージ広告”に対して、法律違反になるかどうか、2009年の中国人民大会と政治協商会議の期間中に、全人大代表にて討論が行われた。しかし、法規規定が未整備であるため、正確な結論が出ていない。

他には、タバコ企業は、より隠匿された広告事業モデルを採用していく傾向にある。現行の政策法規定は映画・テレビや文学作品中で出現する隠れた広告形式に対して明確な規定と要求がないことが原因にある。

2008 年広東省広告監督管理部門が同省内の市レベル以上のテレビ媒体に対して観測を行った結果、隠されたタバコ広告の浸透率が 20%を超えるとわかった。タバコ企業はタバコ広告関連法規定の不備を利用した広告宣伝活動を行っている。

Ⅱ. 中国巻きタバコ市場の構造分析

1. 巻きタバコ製品の価格及び税金の推移状況

巻きタバコの販売価格とは、紙巻きタバコ(きざみタバコ、煙草葉及び葉巻類のタバコを含まない)のみの小売価格を指す。巻きタバコの総合税率とは、巻きタバコ商品に徴収する各種税金の合計金額が小売価格に占める比率を指す。

国のタバコ市場に対するマクロ調整方法において、価格のコントロールと税率の調整が重要な行政管理手段である。税率の調整を通じて巻きタバコ商品の構成とタバコ業界の局面を調整することができる。

(1) 紙巻きタバコの価格変化の傾向

中国現行の巻きタバコ価格体系は、巻きタバコ工場出荷価格、巻きタバコ調達価格、巻きタバコ卸売価格、巻きタバコ小売価格の4大分類価格によって成り立っている。同体系は1950年代初期に形成され、現在まで一貫して踏襲されている。

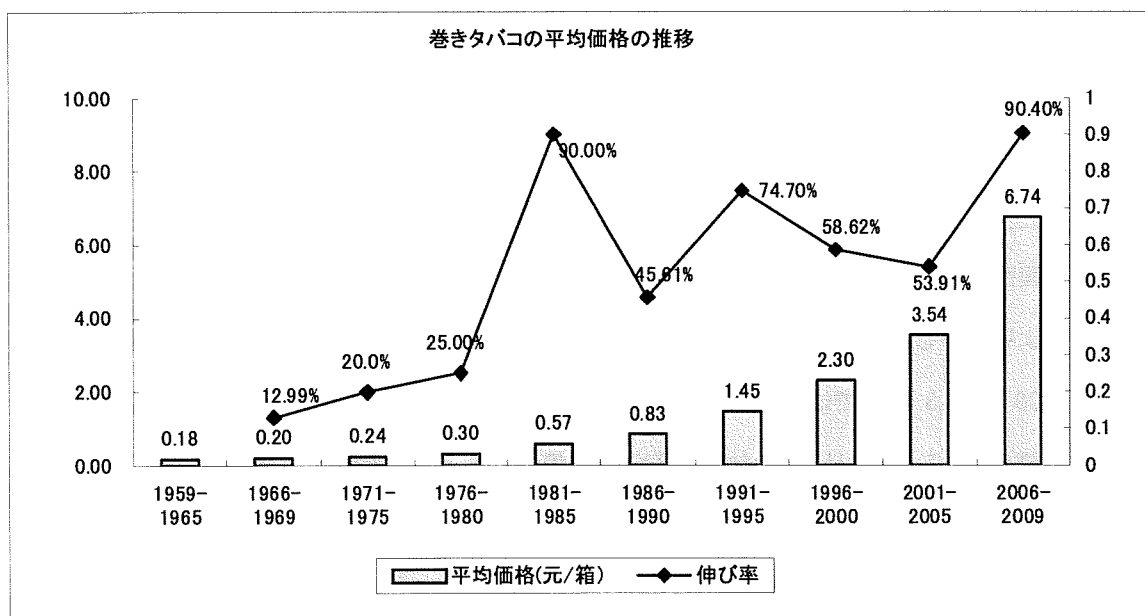
- ① **巻きタバコ工場出荷価格**: 巻きタバコが流通領域へ入る最初の段階の価格であり、巻きタバコの生産コスト、税金、利益で構成される。
- ② **巻きタバコの調達価格**: 巻きタバコが各レベル販売経営機関の間を流通する際に形成される価格のことを指す。現在、調達価格は主にエリア的に“省内調達価格”と“省外調達価格”の2種類に分類される。
- ③ **巻きタバコの卸売価格**: 巻きタバコ卸売企業が小売企業もしくは個人へ販売する際の価格のことを指す。この価格はタバコ業界の巻きタバコ販売ネットワークへ加入している小売商(店)に対する一種の卸売優遇価格である。
- ④ **巻きタバコ小売価格**: 小売商(店)が消費者へ巻きタバコを販売する価格のことであり、巻きタバコ商品の末端の消費者価格である。

現在の中国巻きタバコ価格の制定において、一般的にまず小売価格を確定し、その後規定率に基づいて卸売価格、調達価格、工場出荷価格が確定される。巻きタバコ小売価格の確定は、国がその年の物価水準と市民の購買力水準に基づいて前年度の巻きタバコの生産と販売の実際状況を加味して制定している。

中国巻きタバコ製品の価格変動は、主に以下の時期を経た。

- ✓ 1959年、国は巻きタバコに対して統一価格を定め、生産を指示し、統一配給形で市場へ販売していた。このような計画経済を背景に、巻きタバコ価格は長期にわたって低い水準にあった。
- ✓ 1981年までに、国はタバコ業界に対して専売制度を実施開始し、巻きタバコ価格も値上げの調整がされた。
- ✓ 1990年以降、経済の高度成長期に入った。巻きタバコの販売量は1981年と比べて大幅に増加し、巻きタバコ製品の平均価格も再度上方調整された。
- ✓ 2000年以降、巻きタバコ製品の平均価格は、物価上昇と消費の上昇につれて、上昇傾向が続いた。
- ✓ 2009年、巻きタバコ製品の平均価格は7.95元/箱(1箱20本)の水準になる見込である(1元13.1円で換算すると約104円/箱)。

期間(年)	1959-1965	1966-1969	1971-1975	1976-1980	1981-1985	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2009
平均価格(元/箱)	0.18	0.2	0.24	0.3	0.57	0.83	1.45	2.30	3.54	6.74
伸び率(%)	-	11.1%	20.0%	25.0%	90.0%	45.6%	74.7%	58.6%	53.9%	90.4%



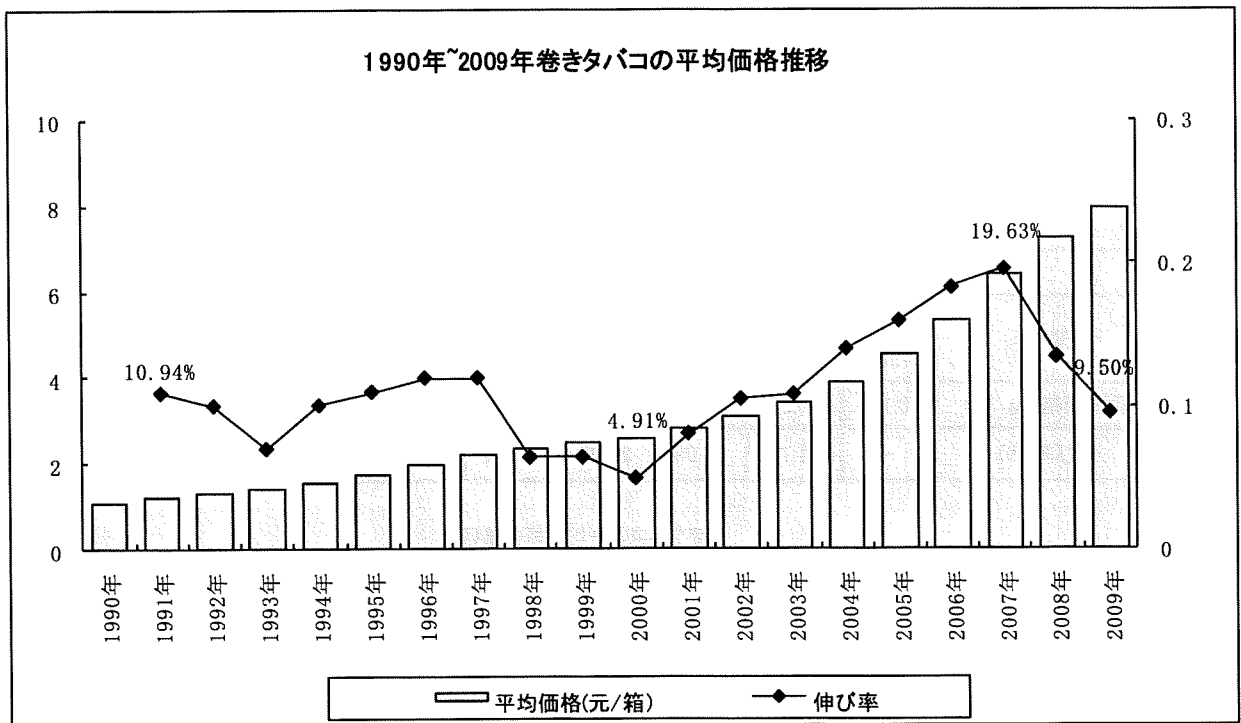
出所: 中国控制吸煙協会が2008年12月発表「煙草税と中国における潜在影響」を中心に整理

中国巻きタバコ製品の平均価格は1959～1960年の0.18元/箱から2006年～2009年の6.74元/箱まで上昇し、全体の価格水準は37倍まで増加した。その内、3つの期間(1981年～1985

年、1991年～1995年、2006年～2009年)において平均価格に上昇ピークが出現した。

最近20年間の平均価格の推移は以下の通りである。

1990年～2009年中国巻きタバコ平均価格の変化推移										
年次	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
平均価格(元/箱)	1.09	1.21	1.33	1.42	1.56	1.74	1.94	2.18	2.32	2.46
伸び率率(%)	-	10.94%	10.02%	7.00%	10.06%	11.00%	11.98%	11.99%	6.38%	6.39%
年次	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
平均価格(元/箱)	2.59	2.79	3.09	3.42	3.90	4.52	5.35	6.40	7.26	7.95
伸び率(%)	4.91%	8.05%	10.49%	10.82%	14.01%	15.98%	18.31%	19.63%	13.44%	9.50%



出所: 中国控制吸煙協会が2008年12月発表「煙草税と中国における潜在影響」を中心に整理

上図より分かるように、巻きタバコ平均価格の伸び率は4.91%～19.6%の間を維持した。2006年～2008年の3年間では増加のピークが出現した。しかし、2008年中旬以降より経済環境が急速に悪化したことにより、巻きタバコ平均価格の伸びも下落傾向となった。

巻きタバコ市場において、非正規巻きタバコのシェアは少ないが、一貫して存在している。本レポート中で述べる非正規巻きタバコとは、市場中に流通する偽タバコ、密輸タバコのことを指す。

タバコ経済情報研究センターのタバコ業界での偽タバコ撲滅状況の統計に基づくと、偽タバコの市場小売価格は一般的に同じ正規ブランド巻きタバコの50%～80%であり、密輸タバコの価格は一般的に正規巻きタバコ価格の70%～90%である。